

ボートレース鳴門広告宣伝等支援業務に関する提案実施要領

【日程】

参加申請期間 令和5年6月6日（火）～令和5年6月12日（月）午後5時必着
質問の受付期間 令和5年6月6日（火）～令和5年6月12日（月）午後5時必着
質問最終回答 令和5年6月14日（水）
参加資格確認結果の通知 令和5年6月14日（水）
業務提案書提出期間 令和5年6月15日（木）～令和5年6月21日（水）午後5時必着
審査結果通知 令和5年6月下旬（予定）

1 業務概要

(1) 業務名称

ボートレース鳴門広告宣伝等支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

ボートレース鳴門の広告宣伝等の支援業務を、当該業務に係る経験が豊富な事業者に委託することで業務の効率化を図る。

(3) 業務内容

「ボートレース鳴門広告宣伝等支援業務仕様書」のとおり

(4) 見積限度額

総額 4,840,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、この金額を上回る金額で見積を行ったときは、失格となる。

(5) 最低制限価格

総額 4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額を下回る価格で見積を行ったときは、失格となる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去5年以内にモーターボート競走施行者等と契約を締結し、ボートレースに係るイベント企画または宣伝業務を実施した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 経営不振の状態（破産手続き、会社更生手続き、その他類似の手続きを開始されたとき又は手形取引停止処分がなされたとき）にないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経

過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等の反社会勢力に該当しないこと。

(6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

3 参加手続き等

本件公募型プロポーザル方式による業者選定への参加希望者は、次に示す提出書類を提出期間内に提出すること。

(1) 提出書類 ・プロポーザル参加申請書（様式1）

・誓約書（様式2）

・事業者情報カード（様式3）

(2) 提出期間 令和5年6月6日（火）～令和5年6月12日（月）午後5時必着

(3) 提出場所 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48-1

鳴門市企業局ボートレース企画課

電話：088-685-8111 F A X：088-685-8110

E-mail：br_kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

(4) 提出方法 参加事業者による持参又は郵送（書留）とする。

ボートレースの開催等にあわせた勤務日程となっているため、持参による場合は事前に電話連絡の上、持参可能な日時を確認すること。郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「ボートレース鳴門広告宣伝等支援業務プロポーザル提案参加申請書在中」と朱書きし、提出期間内に必着とする。提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(5) 提出部数 1部

(6) 参加辞退 参加申請後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は「プロポーザル参加辞退書（様式4）」を3の(3)に定める提出場所に提出しなければならない。

(7) 確認結果 提出書類の確認の結果、令和5年6月14日（水）に、参加表明書等を提出された参加表明者には、提案資格確認結果通知書により、参加資格結果を通知する。通知が届かない場合は、鳴門市企業局ボートレース企画課まで問い合わせること。

4 質問及び回答

本業務委託に関して質問がある場合は、「質問書（様式5）」により、質問内容を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年6月12日（月）午後5時まで

(2) 提出先

3の(3)のとおり

(3) 提出方法

E-mailとする。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、令和5年6月14日（水）までに全参加事業者に対して市公式ウェブサイトにより行う。なお、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

(5) その他

質問に対する回答は、仕様書等の記載内容の追加または修正とみなす。

5 業務提案書等の作成及び提出

(1) 作成方法等

ア 提出書類

- ① 業務提案書{様式及び内容は5の(3)のとおり}
- ② 2-(1)を証する契約書の写し（契約金額等については伏せた状態でも差し支えないが、契約期間、契約内容、契約者名等は確認できる状態であること）
- ③ 鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登載されていない者は別紙①に示す、物品の購入等に係る一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市に相当と認められること。

イ 提出期間 令和5年6月15日（木）～令和5年6月21日（水）午後5時必着

ウ 提出場所 3の(3)のとおり

エ 提出方法 3の(4)のとおりとし、朱書き内容は「ボートレース鳴門広告宣伝等支援業務プロポーザル提案書在中」とする。

オ 提出部数 6部{正：1部（代表者印押印のもの）、副：5部（写し）}
書式は、A4判（縦、横いずれも可）とする。配置図等の図面については、A3判（折ってA4判に合わせることも認めるものとする）。

(2) 提出書類の取り扱い

ア 提出後において、内容変更及び追加は認めない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出書類は、契約の締結に至った場合に使用するほかは優先交渉権者選定以外に使用しないものとし、鳴門市の文書管理規定等に従い責任を持って管理・廃棄を行う。

エ 提出書類は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合があるが、企業秘密など公開することで提案者に不利益のある恐れのあるものについては、公開しないこととする。

オ 優先交渉権者選定後、業務提案書に記載された事項をもとに、契約締結に向けて仕様書の内容についての協議を行うこととする。

カ 提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 業務提案書の様式及び内容

ア 様式

- ① 任意の様式とする。{(a) 業務提案書表紙、(c)見積書を除く。}
 - ② A4サイズ用の紙を基本とし、1冊に左綴りで作成する。(一部A3判可)
 - ③ フォントの制限はないが、見やすさに配慮すること。
 - ④ ページ番号、目次、インデックス等を活用した見やすい製本とする。
- イ 内容 仕様書等の内容を踏まえた上で、次表(a)から(d)の書類を作成し、提出すること。

	様式名	様式番号	作成サイズ等
(a)	業務提案書表紙	様式6	A4 1枚
(b)	広告宣伝等支援業務提案書	任意	任意
(c)	見積書	様式7	A4 1枚
(d)	見積書内訳	任意	任意

- (b) 広告宣伝等支援業務提案書については以下の内容を含むものとする。
- ・主に業務に携わる者の経歴・実績等
 - ・実施体制
 - ・広告宣伝全般（特に 若者や女性ファンの増加に向けた施策）についての考え方及びそれを達成するための企画事例

6 業務提案書等の評価基準

(1) 得点化方法

ア 提案事項 参加者からの提案事項に関して、「評価項目及び配点」に示す評価事項ごとの視点から、次の6段階評価を行い、得点化する。

評価		得点化方式
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	普通である	配点×0.60
D	やや劣っている	配点×0.40
E	劣っている	配点×0.20
F	提案なし	配点×0

イ 見積金額の得点化方法

$$\text{得点} = \{ (\text{最も低い見積金額}) / (\text{当該事業者の見積金額}) \} \times 20 \text{点}$$

※得点は、小数点以下第2位（小数点以下第3位を四捨五入）まで算定

(2) 評価項目及び配点

評価項目	評価事項	配点
提案書の内容		80
提案見積に関する事項	提案見積金額	20
合計		100

7 受託者の決定方法

- (1) ポートレース鳴門広告宣伝等支援業務事業者プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類についての審査を行い、選定委員会の委員の評価点の合計（以下「総得点」という。）が第1位の提案者を優先交渉権者とする。なお、委員の評価点について、合計得点で最高点及び最低点をつけた委員の評価点を除くこととする。ただし、最高点もしくは最低点をつけた委員が複数となった場合には、それぞれ1名の委員の評価点を除くこととする。
- (2) 総得点が同点の者が2者以上あるときは、次により順位を決定する。
 - ア 提案見積評価点が高い者を上位とする。
 - イ 提案見積評価点と同点の場合、各委員の順位加算合計の数値が小さい者を上位とする。
- (3) 優先交渉権者を特定したときは、提案者全員に対し次の事項を通知する。また、審査結果は、本市公式ウェブサイトにて公表する。
 - ア 優先交渉権者の総得点
 - イ 自己の総得点と順位
 - ウ 今後の手続きについて（優先交渉権者のみ）
- (4) 優先交渉権者上位から契約に向けた協議を行い、双方合意の時点で鳴門市公営企業管理者企業局長（以下、「企業局長」という。）が受託者として決定する。
- (5) 本市と優先交渉権者の協議が不調となり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において評価点が高かった事業者から順に契約に向けた協議ができるものとする。

8 契約手続き

- (1) 企業局長は、仕様書及び提案書に基づき優先交渉権者と協議し、令和5年6月下旬までに契約を締結する。
- (2) 委託契約
 - ア 契約保証金は、免除する。
 - イ 契約の手続きは、鳴門市契約に関する規則の規定による。
- (3) 契約解除
 - ア 企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。
 - イ 企業局長は、受託者が提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

9 留意事項

- (1) 失格要件
 - ア 提出書類に虚偽の記載がある場合

- イ 提出書類の作成に関して不正な行為が認められた場合
- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) その他

- ア 本市が提供した資料は、本市の許可なく公表、使用してはならない。
- イ 本件に係る手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ウ 提案者が1名であっても提出書類の評価を実施し、基準（合計点の60%以上を獲得とする。）を満たしている場合は、優先交渉権者として決定する。

10 問い合わせ先

〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜 48-1
鳴門市企業局ポータル企画課 担当：齋藤、宮橋
電話：088-685-8111 FAX：088-685-8110
E-mail：br_kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp